

公立大学法人と国立大学法人における組織，評価の違い

	公立大学法人	国立大学法人
根拠法	地方独立行政法人法（以下「地独法」）第 2 1 条第 2 号	国立大学法人法（以下「国大法」）
1 組織		
①役員	<p>< 理事長・学長一体型の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長（＝学長） ・ 副理事長（定款により置かないことができる） ・ 理事（人数の規定は法にはない。） ・ 監事（人数の規定は法にはない。） <p>< 理事長・学長分離型（公立大学法人旭川市立大学）の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長 ・ 副理事長（＝学長） ・ 理事（人数の規定は法にはない。） ・ 監事（人数の規定は法にはない。） 	<p>< 通常の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長（＝国立大学法人の長） ・ 理事（人数は法別表第一の第四欄に定める数以内） ・ 監事（2 人。2 以上の国立大学を設置する国立大学法人は、その設置する国立大学の数に 1 を加えた員数） <p>< 国立大学の全部について大学総括理事を置く場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長 ・ 大学総括理事 ・ 理事 ・ 監事
②役員会議の名称	・ 理事会：地独法による規定はないため，定款で規定	・ 役員会
③学長等の選考に関する会議の名称	<p>< 理事長・学長一体型の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長選考会議 <p>< 理事長・学長分離型（公立大学法人旭川市立大学）の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長選考会議 	<p>< 学長が法人の長となる場合 ></p> <p>< 理事長が法人の長となる場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長選考・監察会議
④経営に関する重要事項を審議する機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：経営審議機関 ・ 審議事項（地独法に規定がないため，定款で規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：経営協議会 ・ 審議事項（国大法に規定）
⑤教育研究に関する重要事項を審議する機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：教育研究審議機関 ・ 審議事項（地独法に規定がないため，定款で規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：教育研究評議会 ・ 審議事項（国大法に規定）
2 目標等，評価		
①中期目標（期間）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 年間 ・ 始期は公立大学法人の設立時期により様々 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 年間 ・ 国立大学法人は，令和 4 度から第 4 期中期目標期間

	公立大学法人	国立大学法人
②中期目標記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標の期間 ・ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項 ・ 財務内容の改善に関する事項 ・ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ・ その他業務運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究の質の向上に関する事項 ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項 ・ 財務内容の改善に関する事項 ・ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ・ その他業務運営に関する重要事項
③中期計画記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ・ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ・ 短期借入金の限度額 ・ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ・ 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・ 剰余金の使途 ・ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ・ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ・ 前二号に掲げる措置の実施状況に関する指標 ・ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ・ 短期借入金の限度額 ・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・ 剰余金の使途 ・ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項
④年度計画記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立団体の規則で定めるところによる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定なし ※国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年5月21日法律第41号。令和4年4月1日施行）により、年度計画に係る規定が削除
⑤事業評価の時期と内容	<p>ア 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 ⇒当該事業年度における業務の実績</p> <p>イ 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 ⇒当該事業年度における業務の実績 及び 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p> <p>ウ 中期目標の期間の最後の事業年度 ⇒当該事業年度における業務の実績 及び 中期目標の期間における業務の実績</p>	<p>ア 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 ⇒ _____ _____ 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p> <p>イ 中期目標の期間の最後の事業年度 ⇒ _____ _____ 中期目標の期間における業務の実績</p>